

鎌倉市公共施設再編計画 構成（案）と全体方針について

鎌倉市公共施設再編計画 構成（案）

1 公共施設再編計画策定の背景と目的

1－1 背景

1－2 目的

2 本市の現状と課題

2－1 現状

2－2 将来推計

2－3 公共施設に係る課題

3 公共施設の再編方針

3－1 対象施設

3－2 公共施設マネジメントの 3 原則と 5 つの取組方針

3－3 数値目標

3－4 全体計画

4 施設分類別の再編計画

4－1 本庁舎・支所

4－2 消防施設

4－3 学校施設

4－4 子ども・青少年施設

4－5 子育て関連施設

4－6 福祉関連施設

4－7 生涯学習センター

4－8 図書館

4－9 スポーツ施設

4－10 文化施設

4－11 市営住宅

4－12 勤労者福祉施設

5 公共施設再編計画の推進

5－1 計画の進行管理と見直し

5－2 推進体制

5－3 施設管理

5－4 市民との情報共有

3. 公共施設の再編方針

3-1 対象施設

本市が行政サービスの提供を目的として保有、又は借り上げている施設を対象とします。
 なお、供給処理施設（クリーンセンター、浄化センター等のプラント系施設）、倉庫、公衆便所等の施設は原則対象外としますが、複合化等の可能性については、調整することとします。

【市民利用施設】			【行政系施設】
● 生涯学習センター	● 図書館	● 学校教育施設	● 市役所・支所 ● 消防施設 等
● 保育園	● 子育て支援センター	● 青少年会館	
● 子ども会館・子どもの家	● 福祉センター	● 老人福祉センター	
● 市営住宅	● 勤労福祉会館	● 鎌倉芸術館	
	● スポーツ施設	等	

3-2 公共施設マネジメントの3原則と5つの取組方針

公共施設の更新・整備等に当たっては、公共施設マネジメントの3原則と5つの取組方針に則って、できるだけ公共施設の機能を維持しつつ、最大限、財政負担を減らすための最適な手法を選択し事業を進めます。

図 公共施設マネジメントの3原則と5つの取組方針

公共施設マネジメントの3原則
● 財政負担の小さな公共サービスの実現 ● 財政と連動した適切な施設保全 ● 市民が誇れる施設のあり方



5つの取組方針（アクションプラン）
1 中長期的な視点からのマネジメントの実現とロードマップに沿った着実な推進 ・ 今後の財政推計や、人口減少と少子高齢化を踏まえ、本市が保有する施設にかかるトータルコストを約 50%削減する。 ・ 新規単独施設の整備は行わない。（既に整備に向け計画的な取組みが進められている事業を除く） ・ 施設の更新（大規模改修・建替え）の際には、複合化・集約化等を原則とする。 ・ 公共施設再編計画ロードマップに沿った適切な事業の運営管理（PDCA）を行う。
2 施設と機能を切り離した必要な公共サービスの再構築 ・ 施設と機能の分離や公設公営の発想転換により、公共施設にこだわらない公共サービスの提供を図る。

- ・学校施設を拠点とし、学校機能を損なわないための工夫や配慮を行いながら、学校を中心とした再編、複合化を検討する。
- ・他用途への転換、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合、IT 化等を含めて施設・機能を見直し、総合的な改善による効率化を図る。
- ・遊休・余剰資産の売却等による、再編に必要な事業費の捻出も視野に入れた有効活用を図る。

3 地域ごとの施設のあり方の見直し

- ・5 つの行政地域にこだわらない、相互に関連する施設の立地環境も考慮した公共施設の適切な配置を行う。
- ・将来的には、広域対応施設の近隣市との相互利用や共同運用、サービスの連携、役割分担等による効率化を図る。
- ・津波想定浸水範囲内に立地する施設については、範囲外の施設との複合化や機能移転等の検討を進めるとともに、津波発生時の避難対策の充実を図る。

4 市民・民間事業者との協働

- ・民間事業者の様々な資金やノウハウを活用した手法の最適な組み合わせにより、施設の整備、更新、維持管理、運営をより効率的かつ効果的に行う。
- ・市民力を活かした管理運営方法の見直しなどを図る。

5 全庁的な問題意識の共有と体制整備

- ・公共施設マネジメントや財産管理に総合的・戦略的に取組むための体制を整備する。

3-4 全体計画

(1) サービスの提供方法の見直し（施設と機能を切り離した必要な公共サービスの再構築）

これまでの公共施設は、ひとつの施設に対して目的や用途、対象者を明確に設定していたため、複数の施設が類似の機能を持ちつつも、相互利用や効率的利用が難しい状態となっています。

限られた財源の中で、質の高い市民サービスの提供を行うため、新鎌倉行政経営戦略プランに基づく取組を進めていますが、公共施設再編の観点からも必要なサービスの提供方法の見直しを行います。

①対象者や内容を限定しないサービス提供

子育て関連施設や高齢者福祉施設、社会教育関連施設では、「遊び場の提供」、「活動の場の提供」、「各種講座の開催」など、それぞれ目的の異なるサービスを提供しています。

これらのサービスは、目的に応じて、対象者の年齢や利用料金、提供時間等が設定されていますが、その多くは「貸室、会議室」のようなスペースの利用によるもので、それぞれが類似のサービスを提供しています。

また、公共施設の整備が大規模に行われていた昭和40年代から50年代には存在しなかった、同種の民間サービスも増えてきています。

利用実態に着目し、施設を一つの目的や対象者に限定せずに、誰もが利用できる多機能な施設に転換していくことで、提供するサービスの量や質は維持しながら、施設に係るコストや面積の削減を行います。

また、学校施設で行っている地域開放については、幅広い利用目的に対応したサービスの提供となっていることから、引き続き継続します。

「場の提供」等を行うスペースを持つ施設

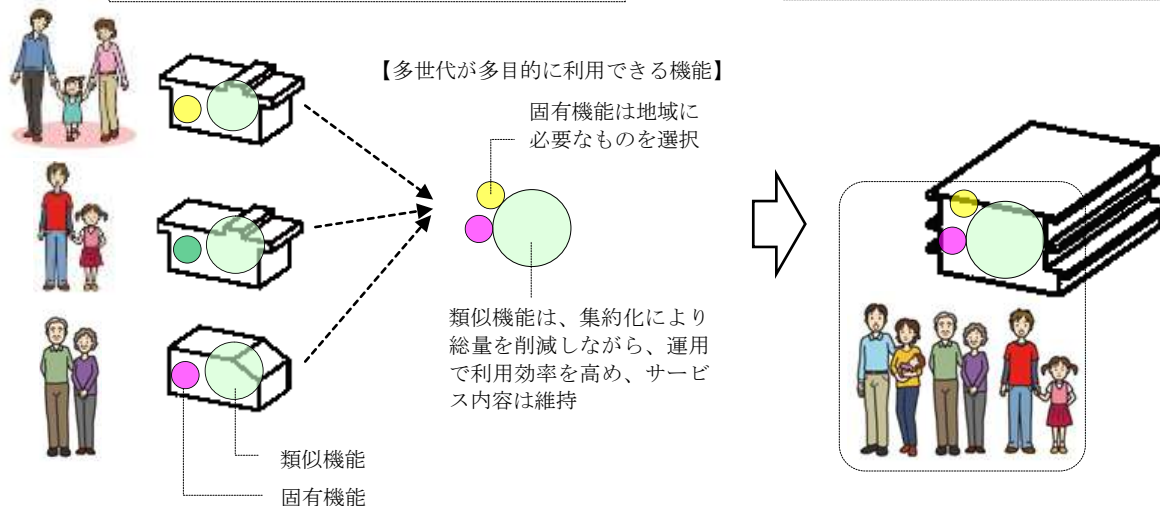
施設	利用者	料金/ 予約	開館時間 (最大)	施設内容 (□が類似の機能)
子ども会館	乳幼児～中学生	無料	9:00 ～17:00	プレイルーム、図書室、庭 (設置基準なし)
青少年会館	団体・個人 (要登録)	有料/ 要予約	9:00 ～21:30	研修室、会議室、集会室、美術 室、和室、調理実習室、音楽室、 ロビー
老人福祉センター	60 歳以上	無料/ 要予約	9:00 ～16:00	生活相談室、健康相談室、機能 回復訓練室、集会室、教養娯楽 室、図書室、浴場 (設置基準あり)
生涯学習センター	貸室は、5 人以上の 団体 (要登録)	有料/ 要予約	9:00 ～22:00	ホール、ギャラリー、集会室、調 理実習室、音楽室、和室、美術 創作室、ロビー
図書館	条件なし	無料	9:00 ～19:00	図書館資料の開架・閲覧、保存、 視聴覚資料の視聴、情報の検索・ レファレンスサービス、集会・展示



類似の機能は多世代が多目的に利用できるものに集約

類似機能が多い施設については、機能を集約し、個別の名称を持つ施設を削減

地域の拠点となる施設の大規模改修・建替え時に、複合化



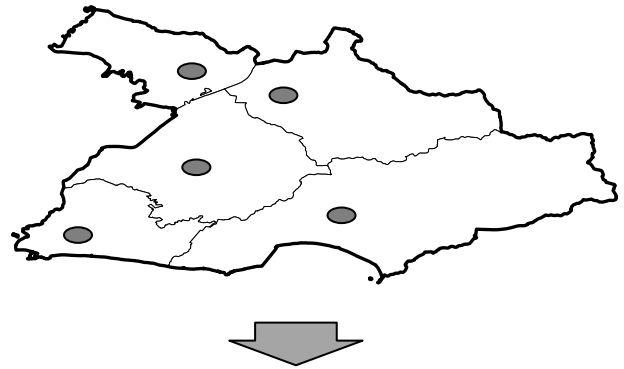
②公共施設以外でのサービス提供

サービス提供のために、新たに場所を確保する必要がある場合、公共施設を増やすことなく、民間施設等を活用することも検討します。

(2) 公共施設の配置と規模の見直し（地域ごとの施設のあり方の見直し）

現在、5つの行政地域に行政窓口（本庁舎・4支所）、図書館、学習センター、老人福祉施設等を配置しています。

鎌倉生涯学習センターや中央図書館のように他の地域の施設よりも規模が比較的大きなものもありますが、拠点的な施設は少ない状況です。

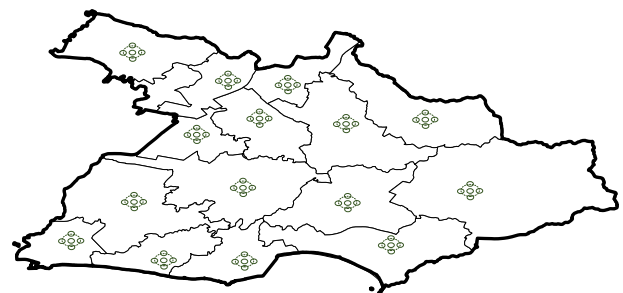


【小学校区レベル】

行政サービスや学校教育等、日常的に求められるサービスを、公共施設の多目的利用や民間との連携による効果的なサービス提供を行います。

【主な対象施設や連携主体】

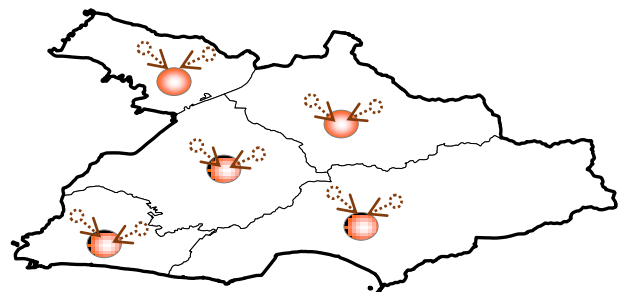
- ・ 保育園 ・ 小中学校 ・ 学童保育
- ・ 学校の地域開放（体育館、多目的室）
- ・ コンビニとの連携による利便性向上（支所で行っている証明書発行等）



身近な施設や民間事業者とのネットワークで
日常の公共サービスを充実

【行政地域レベル】

本市の地形的な特徴や、長年にわたり5つの行政地域単位で活発な地域活動が行われてきていること、これまでの地域活動支援の取組も5地域単位で行ってきたことを踏まえ、各行政地域に地域活動の場や多世代が多目的に利用できる機能を、各地域の小中学校1校に複合化します。

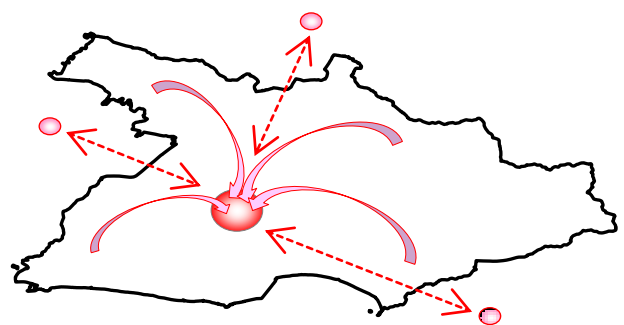


個別施設で提供されている類似機能を集約し、
各地域1校を地域コミュニティの拠点とする

【全市レベル】

図書館、文化ホールなどの広域的な施設は、多くの市民が利用したいと感じるよう、機能の充実した拠点施設1つを整備します。

市外周辺地域からの利用もある施設については、建物の更新時期も踏まえ、近隣市との広域連携の検討を行っていきます。



拠点施設による全体的な魅力の向上
（地域の施設の機能は簡素化）